

慰謝料6億4千万円

「水俣病訴状」を提出

50人が見守る中で

初公判、来月中旬にも

水俣病患者家庭互助会訴訟派は十四日午前十時、患者四十一人とその家族二十八世帯百十二人がチツッ、熊本県大分市北区大船町・江頭豊社長とを相手取り、総額六億四千三百三十九万四千四百四十四円の慰謝料請求の民事訴訟を熊本地裁に提訴した。〔関連記事3面に

訴状」別項に内詳」によると、水俣市野口町にある同社水俣工場がアセトアルデヒド製造にさいして、触媒として使った硫酸水銀や、

工役中に副生されたメチル水銀化合物を含む廃液を海中に放出した。このため水中の魚介類が汚染し、その体内にメチル水銀化合物が蓄積、これを多量に摂食した四十

一人の患者は中毒性中枢神経系疾患（水俣病）に冒された。会社は工場での危害を防止する義務

が、あつたのにこれを怠り、水銀化合物が多量に混入した腐液を無処理のまま昭和七年から四十一年六月まで工場周辺の海域に放出していたため十七人が死亡、二十四人が水俣病に苦しむという被害を被つた。この慰謝料として患者の家

族二十八世帯、百十二人分六億四千二百三十九万四千四百を支配せといふもの。

みを具体的に記載している。
争点の少ない訴訟として訴状がこれほど長いものになったのは各論で原告一人一人について慰撫料の算定や症状を詳しく述べたため、この部分だけで全体の五分の三を占めている。この点について水俣病訴訟弁護団では、水俣病の悲惨さを理解してもらうためにあえて詳しくしたといっている。

訴状を受理した熊地裁民事部では事務配分の結果、民事三部（青藤次郎部長判事）が担当、合議制で行なうことになり、第一回公判は裁判官の夏休み明けの九月はじめには開かれる見通し。しかし与を認める方針。

原告側は近く貼用印紙代三百二十一万三千三百円の訴訟救助を申し立てる方針だが、熊地裁としては正式申し立てがあれば救助付与を認める方針。

援助は午前十時過ぎに保蔵さん、互助会代表二十人、日吉水俣病対策市民会議議長と弁護団など合わせて五十人が見守る中で、訴訟代理人の一人である森有度弁護士（熊本市）が民事部控訴の受け付け窓口へ訴状を提出する通常の形で行なわれた。

て水俣病訴訟弁護団では、水俣病一めには開かれる見通し。しかし、一与を認める方針

式で行なわれた

慰謝料金額が焦点

公害病裁判の基準に

説 水俣病裁判の幕が
 開いた。これで富山の
 イタイイタイ病、四日
 市の四日市ぜんそく、
 新潟の新潟水俣病に次いでわ
 が国の四大公害病はすべて損害賠
 償請求が提訴されたことになる。

が限度である)

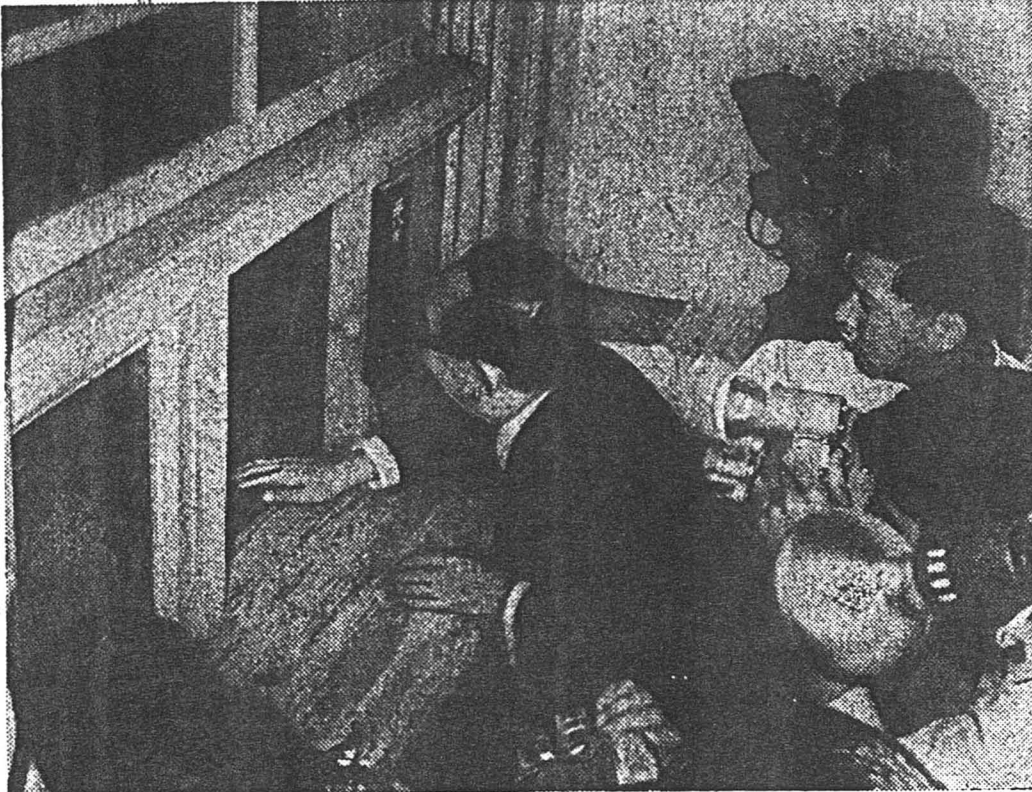
模が大きく深刻であるとはいふものの、他のケースと違ってテッソ工場による公害であることを国が認定し、会社側もそれを認めているという開解があることだ。だから原因をめぐめる争いは通つて裁判上の大きな争点はない。訴訟のポイントとは過失の判定と損害賠償の額にあり、感謝料がいくらまで認められるかという点が注目される。この裁判が他の場合と違つて比較的早く結果が出るものとみられるので、そうなれば他の公害病の補償の基準にもなり、その意義は大きい。裁判の展期としては原告側が水俣病の惨状を訴え、工場側の過失を強調して感謝料は相当とするのに對して、会社側は見舞い金契約をタテに感謝料を

このようにこの裁判が「いかに支払うべきか」を決める性質のものであるだけに、今後追請求するといわれる過失利無と感謝料のかねあひの問題、さらには裁判中から出されるとみられる厚生省一任で對する厚生省補償処理委の補償額提示など法廷外での動きが訴訟に何らかの影響を与えることはきめないうち。

しかしそれらはともかくとして、西欧にくらべてあまりに安さといわれるわが国の損害賠償が、この裁判を頂点とした幾つに企業に對しては、危害防止、努力がペイするのだという、実績を明示してくれることに期待したい。(H)

(H) 11.

1



訴状を提出する森弁護士

訴状内容

【原告】

水俣市第五三六、渡辺榮蔵ほか百
十一人

【被告】

大阪市北区宗是町一番地、チツソ
株式会社

右代表者 代表取締役 江頭豊

【損害賠償請求事件】

▽訴訟物の価額 金八四二、三

九〇、四四四円

▽貼用印紙額 金三、二二三、

三〇〇円

(本訴提起とともに訴訟救助付
与申立中)

【請求の趣旨】

被告は、百十二人の原告等に対
し、六億四千二百三十九万四千四
十四円の金員を支払え。訴訟費用
は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を
求める。

【請求の原因】

▽経緯

一、当事者

原告らは、水俣病患者の本人ま
たはその親族であり、被告は腐書
地に本店を置く総合化学工業会社
であつて水俣市野口町にある同社
水俣工場においてアセチレンか
ら、水銀触媒を用いて、アセトア
ルデヒドを合成していたものであ
る。

二、不法行為

(一)被告は、右工場昭和七年か
ら、アセトアルデヒドの製造を行
なっていたが、その製造工程中に
生ずる廃液を同年から同四十一年
六月まで右工場周辺の海域に放出
していた。

(二)右廃液中には、アセトアルデ
ヒド合成工程中で触媒として使用
される硫酸水銀ないし右工程中で
副生されるメチル水銀化合物が多

量に混入しているため、これら水
銀化合物を包含する廃液を海中に
放出するときは、廃液中のメチル

水銀化合物は、水中に生息する魚
介類を継続的に汚染し、その体内
にメチル水銀化合物を蓄積させ、
このように汚染された魚介類を人
が反覆して、多量に摂食すること
により、これが人体内に移行蓄積
し、その結果、中毒性中枢神経系
疾患(水俣病)をおこされるもの
である。

(三)かかるに、被告は、水俣工場
において、右危害を防止すべき義
務あるにもかかわらず、これを怠
り、水銀化合物が多量に混入して
いた廃液を無処理のまま、右工場
周辺の海域に放出していたため、
アセトアルデヒドの生産量の増加
とともに、右海域の汚染度も増加
し、ここに生息する魚介類の体内
に前記水銀化合物のうちメチル水
銀化合物が蓄積され、この魚介類
の摂食を繰り返すうちにその体内
にメチル水銀化合物が移行蓄積す
るに至った。

四右メチル水銀化合物の人体内
への移行蓄積の結果、百十二人の
患者らは各論記載の被害を被つ
た。